
会津若松地方広域市町村圏整備組合
公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画

令和元年 1 2 月

会津若松地方広域市町村圏整備組合

目 次

第 1 章	計画策定の目的及び位置づけ	1
1	目的	1
2	位置づけ	1
3	組合の概要	2
4	保有施設	2
第 2 章	公共施設等の現況及び将来の見通し	5
1	老朽化の状況をはじめとした公共施設等の状況	5
2	総人口や年代別人口についての今後の見通し	7
3	財政の推移	8
4	更新費用の推計	10
5	財源の状況と今後の見通し	10
第 3 章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	11
1	計画期間	11
2	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	11
3	現状や課題に関する基本認識	11
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	12
第 4 章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	15
1	廃棄物処理施設	15
2	消防施設	16
3	上水道施設及びインフラ施設	17
4	その他の施設	17
第 5 章	フォローアップの実施方針	18
参考	更新費用算定についての前提条件等について	19

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1 目的

本組合が保有している施設においては老朽化が進み、今後、更新が集中することから、更新にかかる多額の費用をどのように確保していくかが課題となっています。

また、構成市町村の財政事情が、厳しさを増すことが懸念されるなか、本組合の財源の多くは構成市町村からの負担金が占めているのが現状であります。今後、圏域住民の高齢化、人口減少を背景に、圏域人口1人当たりの公共施設延床面積が増加し、公共施設を維持するための圏域人口1人当たりの負担も増加することとなります。

現在の社会情勢、財政状況を踏まえると、全ての公共施設を将来にわたって今までと同じ規模や条件で維持していくことは難しい状況にあるといわざるを得ません。

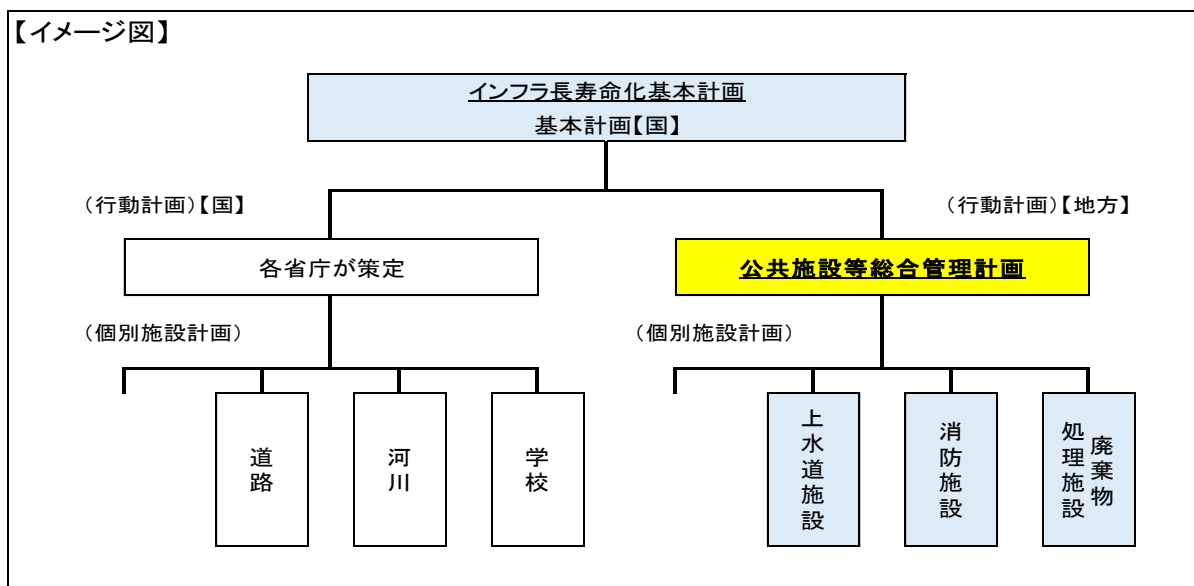
このような背景から、「会津若松地方広域市町村圏整備組合 公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の全体の状況を明らかにし、長期的な視点をもって、施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、構成市町村との連携を図りながら、将来の維持管理コスト等の財政負担の軽減及び平準化を行うとともに、持続可能な施設の整備、管理及び有効利用を行っていくことを目的とします。

2 位置づけ

本計画は、本組合の今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針（総論）を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針（各論）を定めた個別施設計画の指針となるものとして位置付けます。

また、当該計画に基づき個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定していくこととなります。

国においては、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体にも、中期的な取り組みの方向性を明らかにする行動計画の策定が要請されており、本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画で定める行動計画に相当するものとなります。



3 組合の概要

組 合 の 名 称 : 会津若松地方広域市町村圏整備組合

組合設立年月日 : 昭和47年4月1日

組 合 の 種 類 : 一部事務組合

構成市町村数 : 10市町村 (1市7町2村)

構成市町村名 : 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、
柳津町、三島町、金山町、昭和村及び会津美里町

面 積 : 1,992.31㎡

人 口 : 183,566人 (平成31年4月1日現在 : 福島県現住人口調査)

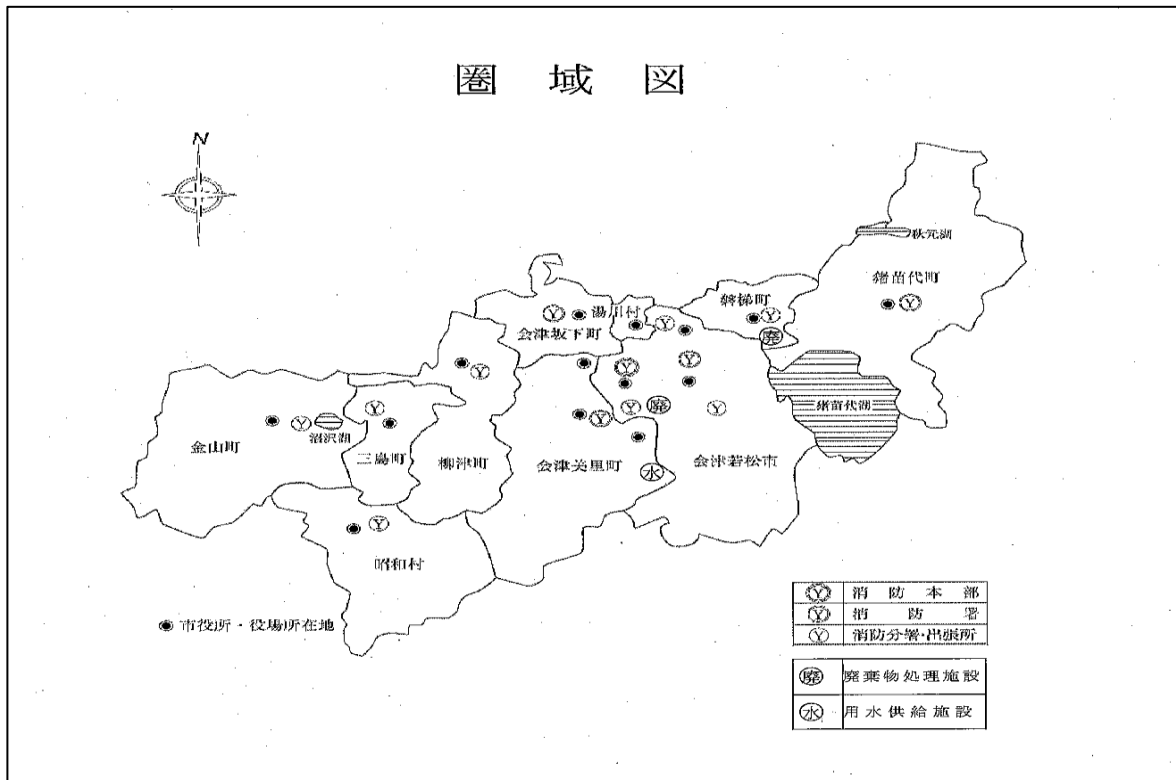
共同処理する事務

- (1) 消防に関すること(ただし、消防団に関するものを除く。)
- (2) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (3) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (4) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (5) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること
(会津若松市、会津坂下町及び会津美里町に限る。)

4 保有施設

圏域の施設の配置は、図1のとおりとなります。

図1 圏域における施設配置図



保有する施設の一覧は表1のとおりとなります。

表1 組合施設一覧

平成31年4月1日現在

区分	分類	名称	所在市町村	構造 ※1	延床面積	竣工年月日	経過年数
公 共 施 設	廃棄物 処理施設	管理庁舎 ※2	会津若松市	R C造	574.04 m ²	S48.12.13	45年
		ごみ焼却処理施設	会津若松市	R C造 一部S造	6,632.34 m ²	S63.12.15	30年
		計量棟	会津若松市	R C造	15.47 m ²	S63.12.15	30年
		破碎施設	会津若松市	R C造 一部S造	797.01 m ²	S53.3.17	41年
		リサイクル施設 (ペットボトル)	会津若松市	S造	496.22 m ²	H10.1.30	30年
		リサイクル施設 (廃プラスチック)	会津若松市	S造	781.47 m ²	H17.3.25	14年
		し尿処理施設 (第1・2施設)	会津若松市	R C造	4,779.96 m ²	S55.1.31	39年
		し尿処理施設 (汚泥処理施設)	会津若松市	S造	185.31 m ²	S59.11.1	34年
		し尿処理施設 (前処理施設)	会津若松市	R C造	662.53 m ²	H6.9.1	24年
		最終処分施設 (長峰処分場)	会津坂下町	S造	185.15 m ²	S60.10.1	32年
		最終処分施設 (沼平第1処分場)	磐梯町	R C造 一部S造	786.90 m ²	H11.3.31	20年
		最終処分施設 (沼平第2処分場)	磐梯町	R C造 一部S造	355.46 m ²	H14.3.29	17年
	消防施設	組合庁舎	会津若松市	R C造	2,475.12 m ²	S52.9.12	41年
		城南分署	会津若松市	R C造	1,071.95 m ²	S62.3.17	32年
		小松出張所	会津若松市	R C造	325.48 m ²	S49.3.30	45年
		十文字出張所	会津若松市	R C造	322.45 m ²	S47.12.25	46年
		猪苗代消防署	猪苗代町	R C造	1,168.41 m ²	H11.10.1	19年
		磐梯出張所	磐梯町	R C造	172.27 m ²	S51.3.20	43年
		会津坂下消防署	会津坂下町	R C造	1,450.00 m ²	H31.3.28	0年
		柳津出張所	柳津町	R C造	195.62 m ²	S47.12.25	46年
		三島出張所	三島町	R C造	170.24 m ²	S51.2.28	43年
		金山出張所	金山町	R C造	217.68 m ²	S47.12.25	46年
		昭和出張所	昭和村	R C造	158.27 m ²	S47.11.30	46年
		会津美里消防署	会津美里町	R C造	357.82 m ²	S47.12.10	46年
		指令センター 無線局舎	会津若松市	S造	13.20 m ²	H28.2.26	3年
大峯基地局	柳津町	S造	21.60 m ²	H28.2.26	3年		
惣山基地局	金山町	S造	21.60 m ²	H28.2.26	3年		
猪苗代基地局 発電機室	猪苗代町	S造	9.00 m ²	H28.2.26	3年		

公 共 施 設		昭和基地局	昭和村	S造	15.64 m ²	H28.2.26	3年
	上水道施設 ※3	馬越浄水場取水施設 取水ポンプ棟	会津美里町	R C造	296.67 m ²	H2.3.31	29年
		馬越浄水場浄水施設 管理本館	会津美里町	R C造	2,803.42 m ²	H2.3.31	29年
		馬越浄水場浄水施設 脱水機棟	会津美里町	R C造	992.46 m ²	H2.3.31	29年
		馬越浄水場浄水施設 池上家	会津美里町	R C造	1,940.70 m ²	H2.3.31	29年
		馬越浄水場浄水施設 送水ポンプ棟	会津美里町	R C造	375.04 m ²	H2.3.31	29年
		馬越浄水場浄水施設 濃縮槽電気室棟	会津美里町	R C造	75.81 m ²	H2.3.31	29年
		馬越浄水場浄水施設 調整池緊急遮断弁室	会津美里町	C B造	13.72 m ²	H2.3.31	29年
		馬越浄水場送水施設 本郷町緊急遮断弁室	会津美里町	R C造	13.36 m ²	H2.3.31	29年
		馬越浄水場送水施設 高田町緊急遮断弁室	会津美里町	R C造	13.36 m ²	H2.3.31	29年
		馬越浄水場送水施設 本郷町流量計室	会津美里町	R C造	38.48 m ²	H2.3.31	29年
その他施設	旧高等学校生徒寄 宿舍若松寮 ※4	会津若松市	S造 一部R C造	863.12 m ²	S52.3.31	42年	
合 計				31,844.35 m ²			

区分	分類	名称	所在市町村	延長	竣工年月日	経過年数
インフラ施設	上水道施設	馬越浄水場 (送水施設) 管路	会津若松市 会津坂下町 会津美里町	40.411km	H2.3.31	29年

※1 構造について：R C＝鉄筋コンクリート造、S＝鉄骨造、C B＝コンクリートブロック造

※2 廃棄物処理施設の管理庁舎の延床面積は、会津若松市と供用部分373.47m²を含みます。

※3 上水道施設については、構成団体財産の受水施設を除いています。

※4 その他施設の旧高等学校生徒寄宿舍若松寮は、令和4年に取り壊しの予定となっています。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 老朽化が進む公共施設等の状況

(1) 対象施設

公共施設等総合管理計画において対象とする公共施設等は、本組合が保有する全ての建物及びインフラ施設としての上水道の管路とします。

施設ごとの分類は、表2となります。

表2 施設数及び延床面積等

施設分類	施設数	延床面積又は延長
廃棄物処理施設	12 施設	16,251.86 m ²
消防施設	17 施設	8,166.35 m ²
上水道施設	10 施設	6,563.02 m ²
その他の施設	1 施設	863.12 m ²
合計	40 施設	31,844.35 m ²

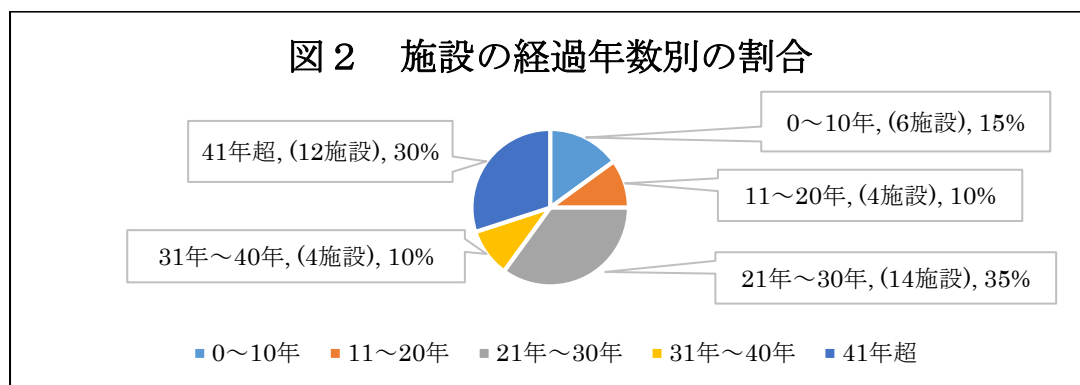
上水道管路		40.411 k m
-------	--	------------

(2) 施設の経過年数及び課題

平成31年4月1日現在における施設の経過年数別割合は、図2のとおりとなります。全体の約40%にあたる16施設が、建設後すでに築31年以上経過している状況です。

また、10年後には75%の建物が築31年以上となり、計画的な建替え、修繕、改修等を検討する必要があります。

なお、インフラ施設（上水道管路）は、全て経過年数が29年です。



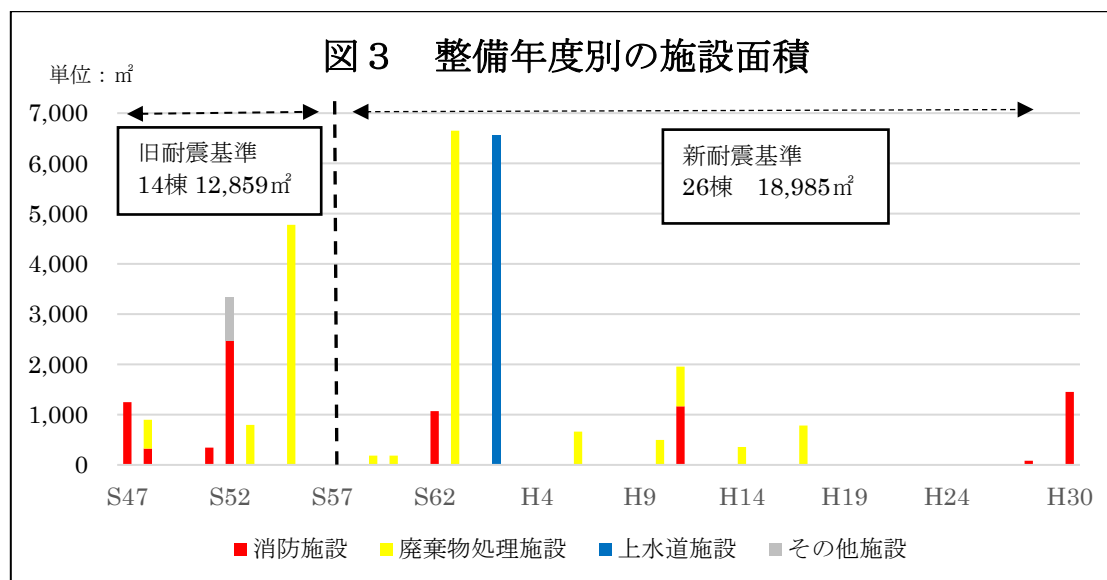
施設分類ごとの経過年数は表3のとおりです。

表3 施設分類ごとの経過年数

施設分類	経過年数				
	0～10年	11～20年	21～30年	31年～40年	41年以上
廃棄物処理施設		3施設	5施設	3施設	2施設
消防施設	6施設	1施設		1施設	9施設
上水道施設			9施設		
その他の施設					1施設
合計	6施設	4施設	14施設	4施設	12施設

また、施設の総延床面積は、31,844.45㎡となっており、整備年度別の施設面積は、図3のとおりとなります。31年以上経過しているのは、消防施設で5,466.9㎡、廃棄物処理施設で5,724.62㎡、その他施設で863.12㎡の計12,054.64㎡であり、全体の約38%が該当します。

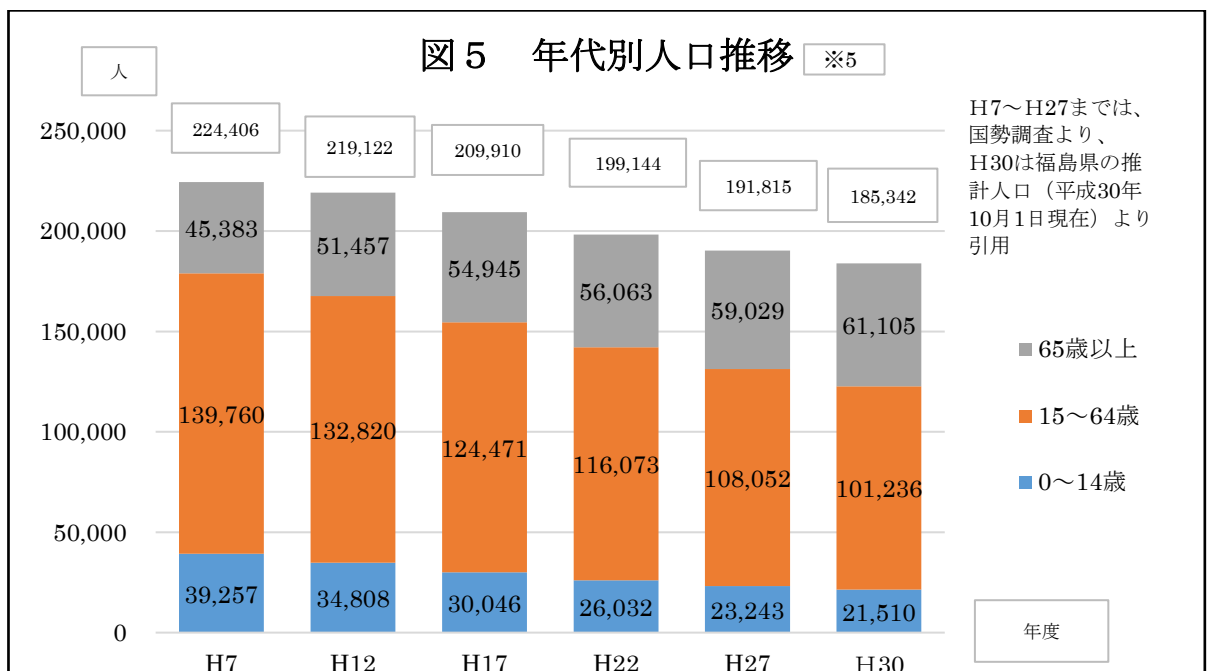
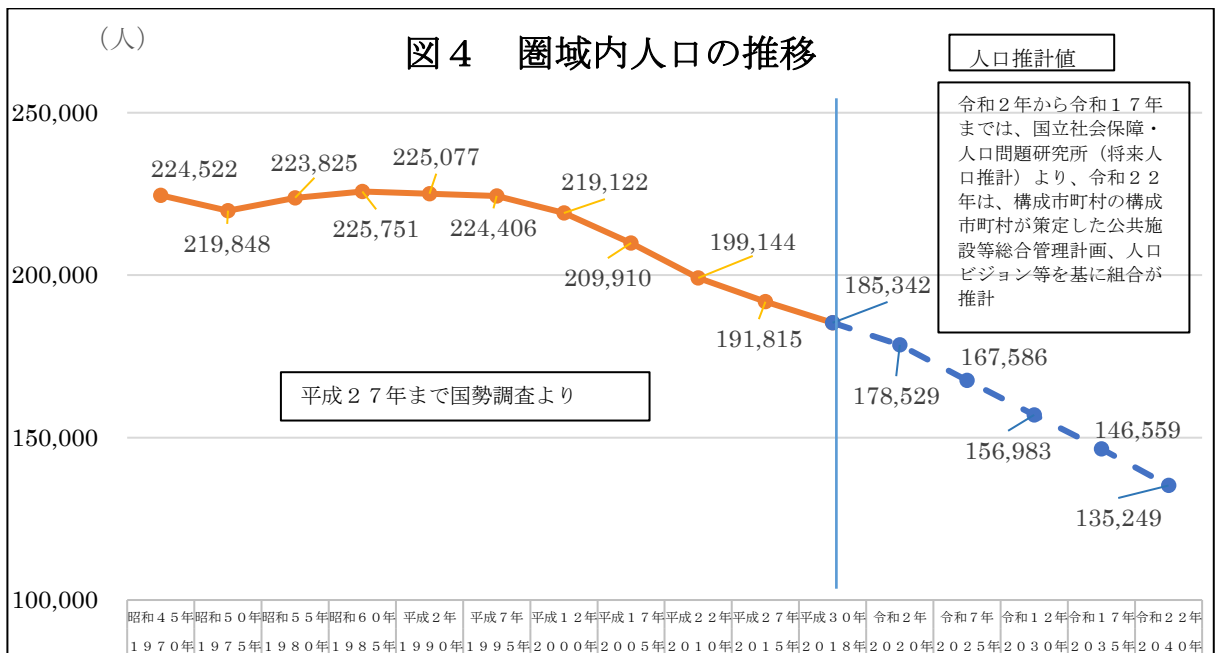
更に、昭和56年以前の建築基準法の旧耐震基準で整備された建物については、耐震化を検討する必要があります。



2 総人口・年代別人口についての見直し

本組合の構成市町村における人口は、昭和60年の225,751人をピークに緩やかに減少し始め、平成30年には18万5,342人となり、令和17年頃には15万人を割り込むと予測されます。(図4)

また、構成市町村の年代別の人口推移については、図5のとおりです。本組合圏域においても、全国と同様、少子高齢化が進んでおり、今後もその傾向は続くものと推計されます。



※5 棒グラフの上部は圏域人口。なお、年齢不詳者がいるため、合計と一致しません。

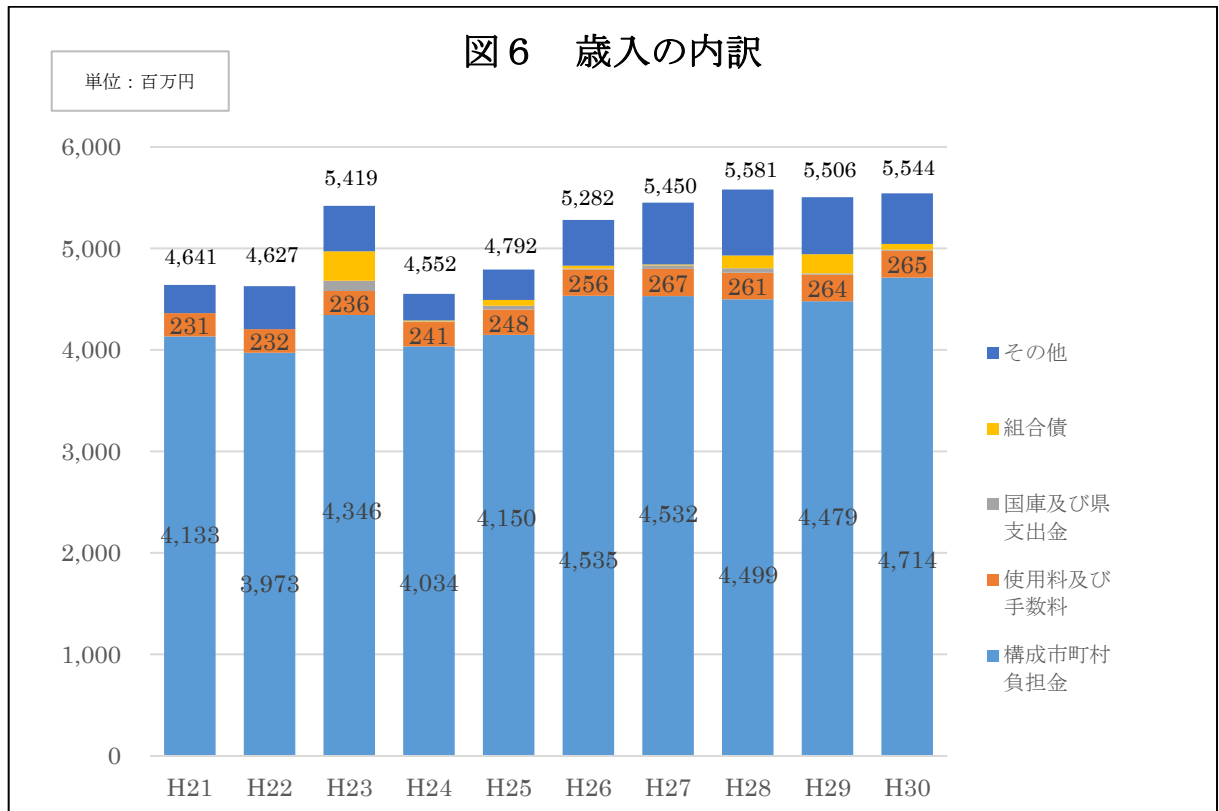
3 財政の推移

(1) 歳入の状況

平成21年度から平成30年度における本組合の一般会計分歳入決算額は、年間約46億円から約56億円で推移しています。（図6）

歳入の内訳としては、構成市町村の負担金が年間約40億円から約47億円で全体の約85%前後となっています。構成市町村負担金以外の歳入では、主に廃棄物処理施設の使用料及び手数料が約2億6千万円で全体の約5%前後で安定的に推移しており、その他、国庫支出金等があります。

また、大型の建設事業等、歳出の一時的な増加が見込まれる際には、組合債や特定目的基金の繰入金の活用により歳入を確保しています。

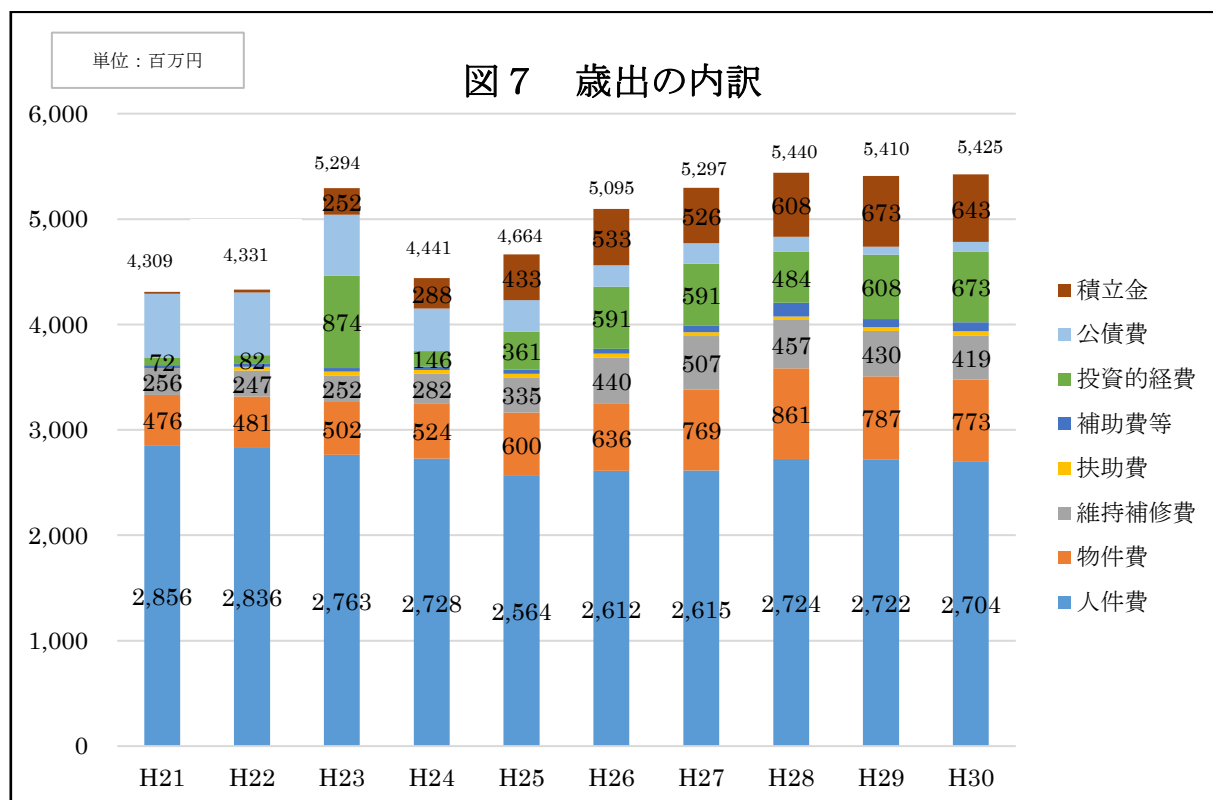


(2) 歳出の状況

平成21年度から平成30年度における本組合の一般会計分歳出決算額は、年間約43億円から約54億円で推移しています。（図7）

歳出の内訳としては、平成30年度は人件費が約27億円と総額の約50%を占めています。その他、施設の維持整備に係る経費である投資的経費が約7億円、維持補修費が約8億円となっており約25%を占めています。

また、年度ごとの増減はあるものの、近年においては、施設の維持整備に係る経費は、歳出全体の約15%から25%の水準で推移しています。

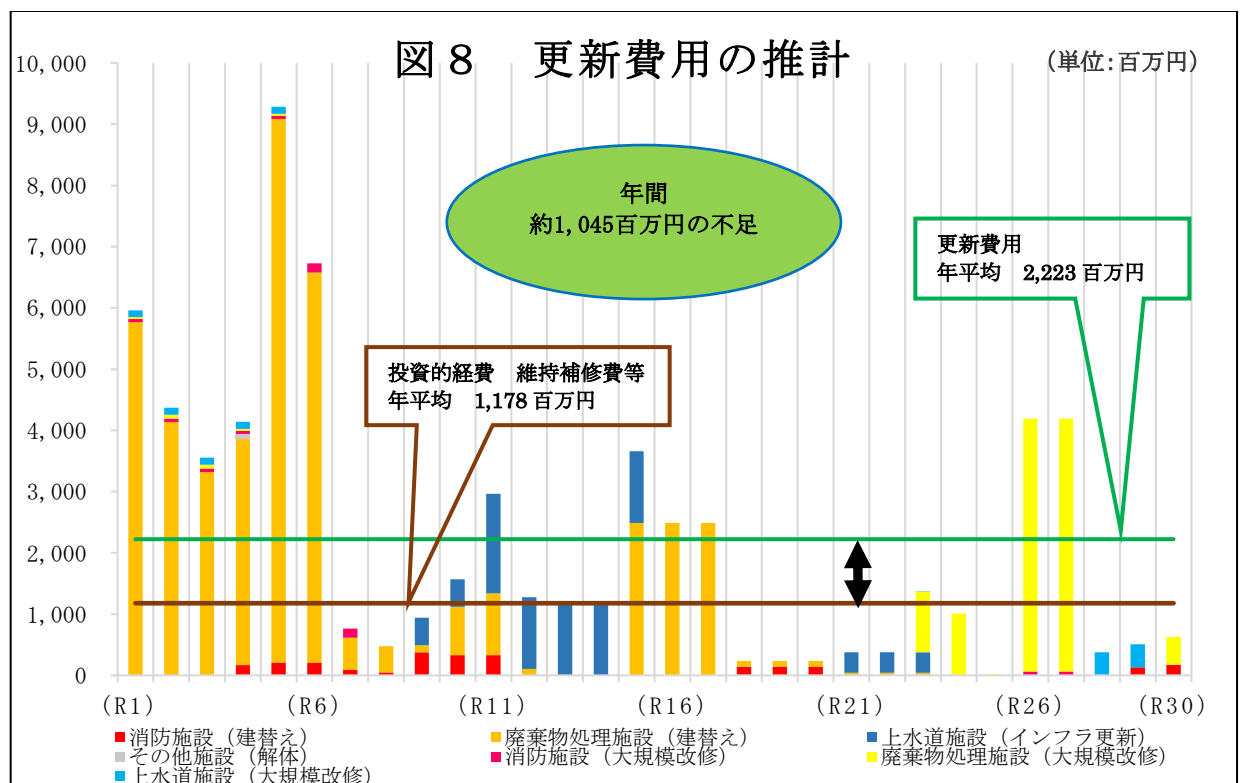


4 更新費用の推計

今後30年間の更新費用と1施設の解体費用を試算すると、総額で約66,703百万円（建築物60,833百万円、インフラ施設5,870百万円）となります。

今後30年間の更新費用等の平均は年2,223百万円となる一方で、平成26年度から平成30年度までの直近5年間の投資的経費や維持補修費（水道事業会計の資本的支出の改良費や収益的支出の修繕費を含む。）の合計は年平均で1,178百万円となり、投資的経費や維持補修費の実績と比べて1.9倍の費用がかかると試算されます。（図8）

なお、更新費用算定についての前提条件等については、P19に記載しています。



5 財源の状況及び今後の見通し

前述の更新費用の試算に基づき、施設の維持管理、修繕、大規模改修及び更新等を行っていく場合には、本組合の財源の大部分は構成市町村からの負担金であるため、構成市町村の財政状況を十分に考慮し、計画的に行う必要があります。

併せて、国庫補助金や交付税措置のある地方債等を積極的に活用し、構成市町村の負担金軽減や平準化を図っていく必要があります。

また、組合債への依存度が高くなる場合には、その後の償還にも構成市町村からの負担金を充てていくこととなるため、費用の確保が課題となることが予想されます。

更に、手数料の見直しや維持管理費の削減、広域連携による施設・機能の再編も検討していく必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 計画期間

本計画の期間については、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、令和元年度から令和30年度までの30年間とします。

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の方策

公共施設等に関する情報を効率的に管理できる仕組みを構築するとともに、財産管理については、組合が保有する資産の基礎情報となる固定資産台帳などにより、一元的に管理し、計画の進捗管理や庁内調整を行うなど、公共施設の現状を把握できる体制とします。

また、本計画の実施計画となる個別施設計画を策定するにあたっては、定期的に組織横断的な検討会や研修会を開催し、全庁的な体制での検討を行っていきます。

3 現状や課題に関する基本認識

(1) 人口減少及び少子高齢化

本組合の構成市町村における人口は、生産年齢人口、年少人口の減少、老年人口の増加が続いていることから、少子高齢化が進んでいます。昭和60年の225,751人をピークに緩やかに減少し始め、平成22年には20万人を割り込み、令和17年頃には15万人を割り込むと予測されます。このような状況変化に対応した規模の見直しや既存施設の活用・整備によって、住民のニーズに適切に対応していく必要があります。

(2) 公共施設等の老朽化

本組合の公共施設等の整備状況を建築年度別で見ると、昭和47年から昭和63年度にかけて全体の40%にあたる16施設が整備されており、その多くが今後30年の間に耐用年数を迎えることとなり、老朽化等の問題に直面しています。老朽化施設については、規模のあり方や必要性も含めて今後検討していく必要があります。

(3) 公共施設等の更新時期の集中

現在、本組合が保有する全ての建築物及びインフラ施設（上水道施設）を、「第2章. 4 更新費用の推計」で試算した場合には、今後30年間の更新費用の総額は約66,703百万円となり、非常に多額の費用が必要となります。今後これらを整備、更新するにあたっては、負担金の平準化や更新時期を考慮して検討する必要があります。

(4) 公共施設等に充てる財源の制約

公共施設等の機能を維持するためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が必要となり、さらには、施設の老朽化に伴う施設の更新、大規模修繕なども必要となります。今後、更新と大規模修繕等に係る費用の増大が懸念されることから、組合の主たる財源である市町村負担金の軽減及び平準化が大きな課題となっています。公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討する必要があります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

公共施設が構成市町村の住民全員の共有財産（資産）であることから、公共施設等の現状や課題を踏まえて、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を次のとおり定めます。

ア 計画的に老朽化対策を行い、施設の安全性・機能を維持します。

老朽化が進むにつれて、施設の性能は徐々に低下し、適切な時期に処置を行わないと、予期せぬ事故が発生したり、必要な時に性能を発揮できなかつたり、安全面と機能面の両面で様々な不具合が発生します。

そのような事態を避けるために、計画的に補修や改修、更新等の老朽化対策を行い、施設の安全性と機能を維持します。

イ 社会状況の変化に合わせて、適正な規模・機能に見直します。

今後の人口減少や少子高齢化の進行に伴い、必要な公共サービスの量や質も変化することが予想されます。その時々々の社会状況の変化を踏まえて、施設の統廃合や廃止を含め、適正な規模・機能に見直しを図ります。

ウ 維持管理・更新に係るライフサイクルコストの縮減を図ります。

構成市町村の費用負担の軽減を図りながら、公共施設等の維持管理・更新に必要な財源を確保するために、効率的な管理運営に努めるとともに、予防保全と事後保全を組み合わせながら、施設の長寿命化を進め、施設の維持管理経費の低減化を図ります。

(2) 公共施設等管理の取り組みと方向性

ア 点検・診断等の実施について

各施設においては、各種設備機器等の日常点検をはじめ、定期点検及び診断を継続的に実施し、蓄積された履歴を効果的に共有及び活用することにより、今後の維持管理に適切な反映を図ります。

また、施設によっては24時間稼働しているため、停止することのできない設備等も有していることから、点検及び診断により発見された不具合については、早急な対応を図るとともに、災害時においても施設機能を果たせるよう施設及び設備の適正な管理に努めていきます。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施について

定期的な点検・診断等により、施設の状態を把握し、予防保全型維持管理を強化することにより、維持管理・修繕の効率化・平準化に配慮していきます。ただし、近々に更新・大規模改修等が見込まれる場合は、その直前の予防保全は極力精査の上実施し、経費の抑制を図ります。

大規模改修等を具体的に計画する際は、大規模改修等の範囲・内容等の精査を行います。また、維持管理・修繕・大規模改修等によって、本計画で想定した更新年数より施設の長寿命化を図ることを目標とします。

ウ 安全確保の実施について

公共施設等は職員及び利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を提供することが前提となります。全体的に老朽化が進み、安全性が著しく劣る危険な施設と判断された場合には、廃止又は更新を検討します。

エ 耐震化の実施について

公共施設は災害時の避難場所等としても利用され、災害時の拠点施設としての機能が求められます。そのため、災害時の機能確保のため耐震化を図る必要があります。職員又は施設利用者の安全性の確保と災害時の住民生活の基盤を支える業務継続を想定した耐震化を検討します。

オ 長寿命化の実施について

個別施設ごとの長寿命化計画の策定を進めていきます。

また、地方公会計の固定資産台帳等により耐用年数到来年度を把握し、施設の長寿命化に必要な対策を講じていきます。

カ 統合や廃止の推進について

施設の統廃合及び廃止をするにあたっては、各施設の使用状況及び将来的な必要性を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう構成市町村と協議を行っていきます。

キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について

職員一人ひとりが公共施設等の現状や本計画の導入意義を十分に理解し、経営的視点をもって、全体の最適化を意識した維持管理を図っていきます。

また、総合的かつ計画的な管理を実現するための全庁的なマネジメント体制を構築していきます。

ク 民間活力導入の実施について

民間企業等の持つ様々なノウハウや資金を活用し、施設の整備、更新、維持管理や運営を効率的に行うことを検討します。具体的には、施設整備や維持管理にあたって、DBO ※6方式や長期包括運営委託方式をはじめとした、PPP※7/PFI※8手法の導入を検討していきます。

※6 DBO : Design Build Operate の略

PPP方式の一手法であり、公設民営方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式。

※7 PPP : Public Private Partnership の略

公共サービスの提供に民間が参画する手法を捉えた概念。民間資本やノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※8 PFI : Private Finance Initiative の略

公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の一手法。

ケ ユニバーサルデザイン化の推進について

公共施設等の計画的な建て替え時にあつては、ユニバーサルデザイン化を検討していきます。

コ 構成市町村との連携の推進について

構成市町村との情報共有、資産等の共用・施設等の複合的利用等について、今後、検討していきます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 廃棄物処理施設（12施設）

(1) 現状や課題に関する基本認識

廃棄物処理施設は住民生活の基盤となる施設であるため、計画的な維持管理・更新を行い、機能の維持・延命化を図る必要があります。

し尿処理施設は、昭和55年に主たる処理施設、昭和59年に汚泥処理施設、平成6年に受入のための前処理施設を更新・建設し、ごみ焼却施設は昭和63年に建設、ごみ破碎施設は昭和53年に建設となっており、24年から41年経過し老朽化が進んでおり、建替えが必要な状況となっております。（表4）

表4 廃棄物処理施設の現状の基本方針

	現 状 の 基 本 方 針
し尿処理施設	・ 現有敷地に建替えることとし、令和3年度稼働に向け建替工事を進めており、新施設の運営は、DBO方式により整備運営することとし、施設運営の民間委託化の方針を決定しています。
ごみ処理施設	・ 現在のし尿処理施設を解体後、解体敷地にごみ焼却施設を建設する計画となっており、更には、ごみ破碎施設についてもリサイクルセンターとの統合も含め、順次更新を計画しています。
最終処分場	・ 現在稼働中の最終処分場においては、令和3年度に埋立完了時期を迎える見通しであり、令和3年度稼働に向け新たな最終処分場の整備を進めています。

いずれも、多額の建設費用が必要となり、起債の償還分も含め、構成市町村からの負担金を主たる財源としている一部事務組合であることから、構成市町村の財政状況を十分に考慮し、建設事業内容の検討・精査も含め計画的に行う必要があります。構成市町村と協議していく必要があります。

(2) 管理、更新等に関する基本的な考え方

更新が決定している施設の修繕については、必要最小限の範囲とし、コストの縮減に努めていきます。

また、定期的な点検・診断等により、施設の状態を把握して予防保全型の修繕等を実施することにより、長寿命化を図り、財政負担の抑制と平準化を図ります。

埋立完了及び計画期間中に埋立完了となる最終処分場の浸出水処理施設については、用途廃止となるまでの間、浸出水処理が継続するので、設備機器の予防保全型維持管理により、効率化・平準化に努めていきます。

2 消防施設（17施設）

(1) 現状や課題に関する基本認識

消防施設も住民生活に必要不可欠な施設であり、災害時には重要な復旧活動拠点となるものです。

消防署所の耐震化工事実施状況については、表5のとおりです。

表5 消防施設の耐震化工事の実施状況

	消防署所名	工事費	備考
平成26年度	小松出張所	1,550,880円	
	柳津出張所	7,552,440円	
平成28年度	組合庁舎 (会津若松消防署)	301,040,280円	大規模改修工事を含む。
	金山出張所	11,880,000円	
平成30年度	会津坂下消防署	747,769,320円	新築工事により耐震化を実施済み。

その他の消防署所（8施設）の建設年度については、昭和47年度2施設、昭和48年度1施設、昭和50年度2施設、昭和61年度1施設、平成11年度1施設、平成30年度1施設となっており、施設の老朽化も目立ってきている状況です。

(2) 管理、更新等に関する基本的な考え方

今後は、基幹署である会津美里消防署（昭和47年度建設）について、建替工事を計画しています。その他の消防署所についても、財源の大部分は構成市町村からの負担金であるため、構成市町村の財政状況を十分に考慮し、起債や特定目的基金の活用も含め、計画的に施設の整備、更新、予防保全による長寿命化等を検討していきます。

また、施設の統廃合の検討にあたっては、将来的な必要性を総合的に勘案し、構成市町村の意向も踏まえて検討を行っていきます。

なお、平成27年度に設置した基地局等（5施設）については、計画的な修繕を行っていくことにより長寿命化を図っていきます。

3 上水道施設（10施設）及びインフラ施設（上水道施設管路）

(1) 現状や課題に関する基本認識

本組合の上水道施設については、全て平成元年度末に整備されており、浄水施設や管路の一部箇所について、平成25年度から令和元年度にかけて耐震化工事等を実施し、その他の修繕も適時行っていますが、未整備箇所については、継続的に耐震化工事が必要な状況となっています。耐用年数超過時期も同時期となり、緊急性や重要性を勘案しながら、計画的な修繕・維持管理が必要となります。

(2) 管理、更新等に関する基本的な考え方

水道は、圏域住民の生活に直結する重要なインフラであり、上水道の安定的な用水供給を図るべく適切な施設の維持管理を行っていきます。

また、施設の更新にあたっては、施設や設備の建設時期が全て同時期のため、水需要を見極め、適正な規模や時期での更新とし、引き続き、耐震化工事や、計画的な修繕により長寿命化を図り、コストの縮減に努めていきます。

4 その他施設（1施設）

(1) 現状や課題に関する基本認識

旧高等学校生徒寄宿舍若松寮は、用途を廃止し普通財産となっています。この施設は、昭和52年3月建設から40年以上経過し、耐震化がされておらず、老朽化が著しい状態です。

(2) 管理、更新等に関する基本的な考え方

本施設は、老朽化が進行しているため、取り壊すとの方針が決定しております。今後、取壊し後の跡地については、貸出しや売却等も含めて検討していきます。

第5章 フォローアップの実施方針

本計画の実効性を高めるため、今後は、実施計画となる個別施設計画を策定し、施設ごとに抱える課題に応じた、維持管理、修繕、大規模改修及び更新等について、全庁的に取り組みを進めていきます。

また、本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況については、進行管理を進める中で適宜評価を実施していきます。

進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合、又は構成市町村の財政状況、社会情勢及び地域環境等の変化があった場合には、状況に応じて計画の見直しを検討することとします。

なお、本計画は、ホームページ等により圏域住民に情報提供を行うこととします。

参考 更新費用算定についての前提条件等について

ア 更新費用推計の基本的な考え方

- 本組合が保有する一般会計建物、公営企業会計建物について、今後30年間の将来の更新費用を試算。

更 新 単 価	
廃棄物処理施設	更新計画に基づく計画金額（表6）を現行施設の延床面積で除して得た額を単価として試算。
消防施設	一般財団法人 地域総合整備財団（ふるさと財団※9）が提供している、「公共施設等更新試算ソフト」で採用されている単価（表7・表8）を用いて試算。
水道施設	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度時点で、現に更新、改修等を実施している施設の更新等費用については、契約金額。 あくまで推計値であるため、実際に係る経費とは異なる。

※9 一般財団法人地域総合整備財団[ふるさと財団]は、地方公共団体の公共マネジメントの導入について、様々な方法で支援している法人です。

イ 更新費用推計の前提条件

建 築 物	
更新時期	<ul style="list-style-type: none"> 建築から法定耐用年数（表9）の1/2の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるものとして推計。
工 期	<ul style="list-style-type: none"> 大規模改修の修繕期間は2年、建替え期間は3年として推計。
	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を軽減できるように、推計開始年度から法定耐用年数の20%相当の期間に均等に割り当てる。ただし、大規模改修の実績がある施設は除く。 建物の大分類ごとに、法定耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算。 最終処分場は15年毎に増設するものとして試算。（既存施設は、埋立完了後も浸出水処理が残るため保有し、改修等の推計を行う。）

インフラ施設・[上水道管路]	
更新時期	<ul style="list-style-type: none"> 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定。
	<ul style="list-style-type: none"> 上水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算。 管路の更新時期は、単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、更新年数経過年度から5年間に均等に割り当て。

ウ 試算例

<p>廃棄物処理施設 管理庁舎 の場合</p> <p>構造 RC造 延床面積 574.04㎡ 竣工年月日 S48.12.13 経過年数 45年</p> <p>面積 574.04㎡ × 建替単価 40万円/㎡ = 229,616千円 (建替費用)</p> <p>面積 574.04㎡ × 大規模改修単価 25万円/㎡ = 143,510千円 (大規模改修費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建替え期間3年のため、229,616千円 ÷ 3年 ≒ 76,539千円 (1年あたり) 大規模改修期間2年のため、143,510千円 ÷ 2年 ≒ 71,755千円 (1年あたり) 竣工年度のS48年度から起算した耐用年数50年経過後の2023年から3ヶ年の間、76,539千円 × 3年 = 229,616千円の費用算出。 建替年度の2023年から起算して25年後にあたる2048年から2ヶ年の間、71,755千円 × 2年 = 14,351千円の費用算出。(※本計画は2048年まで)
--

表6 【一般会計建物のうち廃棄物処理施設の更新金額表】 ※10

会計区分	分類区分	建替え費用	大規模改修費用 (建替え金額の60%)
一般会計	し尿処理施設	5, 248百万円	3, 149百万円
	ごみ焼却施設	19, 716百万円	11, 830百万円
	ごみ破砕・リサイクル施設	2, 619百万円	1, 571百万円
	最終処分場・浸出水処理施設	6, 471百万円	3, 882百万円

※10 建替えに伴う解体費、設計料等については、含むものと想定します。

また、し尿処理施設の費用は契約金額、その他の施設の費用は概算経費です。

表7 【一般会計建物の分類別更新単価表（廃棄物処理施設を除く。）】※11

会計区分	分類区分	建替え単価	大規模改修単価
一般会計	行政系施設（消防施設）	40万円/m ²	25万円/m ²
	供給処理施設	36万円/m ²	20万円/m ²
その他会計	供給処理施設（インフラ系施設）	36万円/m ²	20万円/m ²

出典：「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」より（抜粋）

※11 建替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等については、含むものと想定します。

表8 【上水道の管径別更新単価表】

管径区分	更新年数	更新単価
導水管・500～1000 mm未満	40年	161千円/m
送水管・300 mm未満	40年	100千円/m
〃 ・300～500 mm未満	40年	114千円/m
〃 ・500～1000 mm未満	40年	161千円/m

出典：「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」より（抜粋）

表9 【構造・用途別の耐用年数表】

	鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	コンクリート ブロック	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
庁舎	50	50	38	41	38	30	24
事務所	50	50	38	41	38	30	24
倉庫・物置	38	38	31	34	31	24	15
寮舎・宿舎	47	47	34	38	34	27	22
焼却場	38	38	31	34	31	24	15
処理場・加工場	38	38	31	34	31	24	15
計量器室	38	38	31	34	31	24	15
ポンプ室	38	38	31	34	31	24	15
ボイラー室	38	38	31	34	31	24	15

出典：「統一的な基準による地方公会計マニュアル」より（抜粋）